



ご存じですか!

雇用保険の育児・

介護休業給付制度

◎育児休業給付制度

1歳（保育所における保育の実施が行われない等の場合は1歳6ヶ月）未満の子を養育するため育児休業を取得し、休業終了後に職場復帰する予定の雇用保険被保険者の方が対象となります。

育児休業給付金は、休業開始前の賃金の40%（育児休業期間中に30%、職場復帰後6ヶ月経過後に10%）相当額が支給されますが、平成19年3月31日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方については、休業開始前賃金の50%（育児休業期間中に30%、職場復帰後6ヶ月経過後に20%）相当額が支給されます。

◎介護休業給付制度

家族の介護のため休業を取得し、休業終了後に職場復帰する予定の雇用保険被保険者の方が対象となります。

対象となる家族の範囲は、被保険者の配偶者、父母、子、配偶者の父母または被保険者が同居し、かつ扶養している被保険者の祖父母、兄弟、姉妹、孫のいずれかです。

介護休業給付金は、休業開始前の賃金の40%相当額が支給されます。

支給対象となる一人の家族につき93日の介護休業（連続では3ヶ月間）が限度となります。

以上が制度の概要ですので、実際に支給を受けるための詳しいことについては、お近くのハローワークにお問い合わせください。

お問合せ先

ハローワーク江差

☎ 0139-52-0178

思いやり かたちにしませんか

パートタイマーの退職金を国がサポートします

中退共制度はパートタイマー（短時間労働者）が特に加入しやすい退職金制度です

◎2,000円・3,000円・4,000円の掛金月額でも加入できます（一般従業員は5,000円からです）

◎新規加入助成に上乗せがあります

<ご注意>

申込の際には、加入申込書に短時間労働者（1週間の所定労働時間が、同じ企業に雇用される通常の従業員より短く、かつ30時間未満である従業員）であることの証明書が必要になります。

※証明書とは、下記のいずれかのコピーです

- ・雇用保険被保険者証
- ・労働条件通知書（雇用通知書）
- ・労働契約書

●詳しくはホームページをご覧ください

<http://chutaikyotaisyokukin.go.jp>

中退共制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です

お気軽にお問い合わせください

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6

TEL(03)3436-0151(代表) FAX(03)3436-0400

「北海道苦情審査委員制度」のご利用を!

道の仕事に関して、皆さん自身の利害にかかわる苦情は、「苦情審査委員」に申し立ててください。

苦情の解決に向けて、簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど、迅速に処理します。

なお、個人情報の保護には十分配慮します。

○苦情の窓口は、道庁の「道政相談センター」のほか、各支庁の「道政相談室」です。

○制度の概要と苦情申立書をセットにしたリーフレットを用意しております。

苦情の窓口へ連絡してください。

○道のホームページでも苦情審査委員制度をお知らせしています、

トップページの相談窓口→道政一般からご覧ください。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>)

○苦情の申し立て方法は、所定の「苦情申立書」により、郵送、ファックス、メールでも申し立てができます。

連絡先

北海道知事政策部知事室道政相談センター

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5022 (直通)

FAX 011-241-8181

E-mail:kujyoukoueki@pref.hokkaido.lg.jp

・各支庁地域振興部総務課道政相談室

## 戦後海外から引き揚げて来られた方々へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かりいたしました、約87万件余りの下記のような未返還の保管証券類をお返ししております。

- 終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券。
- 帰国後に樺太（真岡、大泊、豊栄、留多加など）、満州（瀋陽、吉林、撫順、鞍山など）にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの。

### 【保管証券類とは…】

税関が保管している通貨・証券類は、携帯輸入が禁止された一定額を越えたものについて上陸港で引揚者から税関が預かった『上陸港扱いの保管物件』。外地からの引き揚げの際、在外公館又は日本人自治会へ寄託され、最終的に税関に移管された『外地扱いの保管物件』があります。

返還の請求はご本人だけでなく、ご家族の方々でも構いません。

『もしかしたら家にも…』とお気づきの方は、お気軽に最寄りの税関までお問い合わせください。

■お問い合わせ先 函館税関監視部統括監視官部門  
〒040-8561 函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎  
☎0138-40-4244  
または最寄りの税関支署・出張所まで

## 屋外広告物のルールをこ存じですか？

北海道では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため

「北海道屋外広告物条例」を定めています。

この制度を道民のみなさまに知っていただき、美しいまちなみや風景を保つために6月、9月を「屋外広告物クリーン

ン強調月間」と定め、市町村や関係機関と協力して広報活動やパトロール等を行っています。

## 6月、9月は屋外広告物クリーン強調月間です。ルールを守って美しいまちなみをつくりましょう。

### 広告物の掲出にはルールがあります

屋外広告物を掲出するには原則として知事（支庁長）の許可が必要です。ただし、札幌市、函館市、旭川市の区域内で屋外広告物を掲出する場合は、各市の屋外広告物条例が適用され各市長の許可が必要となります。

### はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の除却

北海道屋外広告物条例に基づく許可を受けずに表示しているはり紙、はり札、広告旗又は立看板等については、市町村が除却することができません。

### お問い合わせは

- 屋外広告物の許可申請  
檜山支庁 建設指導課  
☎ 0139-15216630
- はり紙、はり札、広告旗  
又は立看板等の除却  
奥尻町産業建設課管理係  
☎ 213408

## 悩んでいませんか？ 平成20年度精神保健相談

次のとおり精神保健相談を開催します。相談は無料です。相談を希望される場合は、事前予約が必要です（相談日の前の週の金曜日午前中まで）。保健師等による面接あるいは電話による相談は随時応じます。お気軽にご相談下さい。

◎精神保健相談（対人関係・アルコール問題・不登校問題・ストレス・認知症等こころの健康問題）

相談日：8月27日（水）午後2時から

※問い合わせ先：檜山保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課  
（代表電話：0139-52-1053）